せくださ

ります。詳しくは、問い 合では、必要なも

合わ

市民福祉課

市民課、または各総合支所■手続き場所

市ウェブサイ

所定の応募用紙とレ

ポ

(800字程度)

を添えて、ま

配布、もしくは市ウ

ェブ

からダウンロ

し

た サ は各総合支所地域振興課で

まちづくり推進課

ŧ

ちづくり推進課(市役所本庁

※運転免許証など、本人確認

❸国民健康保険

市民課、または各総合支所

■応募方法 5人以内) 確認してください

詳しくは、家族の勤務先に

※加入する場合と喪失する場

のが異な

ください。 市民福祉課で手続きを行って

書類が必要です。

■手続きできる人

本人、同一世帯の人、または

人からの委任状を持参した

国民健康保険加入・喪失の手続

❷家族の社会保険など

ることができる場合がありま

家族の社会保険の扶養に入

歳以上の人で、本市の議員・職の区域内に住所を有する満20

員でない

■募集人数

各地域3.

人以内(古川地域は

務先に確認してください

しくは、加入者本人

O勤

全員に通知

応募資格

応募するまちづくり

協議会

などを考慮して選考し、結果は

(3月29日)必着)

書類審査や男女比、年齢層

があった人は、必ず手続きを

です

失後20日以内に手続きが必要

ることができます。資格の喪 最長で2年間継続して加入す

年5月31日(2年間)

令和6年6月

日

令和8

選考方法

国民健康保険の資格の変更

してください

あります。

険料を二重に納める可能性が や、国民健康保険税と社会保

休日部活動地域移行推進計画 (中間案) に対 する意見を募集します

❸ 生涯学習課学校部活動地域移行推進室

FAX 23

0

部活動地域移行推進計画」の 継続的に確保するため、「休日 ツや文化芸術活動の場を・では、子どもたちのス

健康情報を紹介します。

策定を進めて

います。皆さん

からの意見を募集します

2窓口での閲覧 公表方法 ウェブサイ での閲覧

庁舎1階) 市政情報センタ (市役所本

生涯学習課(市役所本庁舎 3階南側)

所地域振興課内) 市政情報コー

ナ

(各総合支

応募対象者

学 を有する個人または法人 意見の提出期間 している人、市内に事業所市民または市内に通勤・通

送、ファクス、Eメー 号など)を必ず記入し、持参、郵 業所の所在地、連絡先(電話番 たは事業所名称、住所または事 意見の提出方法 計画に対する意見と氏名ま 1日金~21日休 ル、応募

提出方法

支所地域振興課に提出 生涯学習課、または各総合 15分(祝日を除く)

送

※匿名、電話での意見には応じ られません。

生涯学習課に送信 ルの場合

4 Eメー

city.osaki.miyagi.jp) 生涯学習課(ed-shogaku@ 行推進計画(中間案)」とし、

市ウェブサイト Ť

金曜日 8時30分 17 時

件名を「休日部活 動地域移

設期間は応募期間と同様) 意見を入力(フォ

くらしの情報や各種募集、催し・講座、

生涯学習課に郵送(3月21

ださい

を確認するか、問い

合わせく

詳しくは、市ウェブサイト

マイナポ

-タルから

0

オ 5

イナポータ

ルの場合

❸ファクスの場合 日(水消印有効)

●応募フォー ムの場合

の開

2郵送の場合

一次元コー ドを読み取り、

❶持参の場合

・タル

からの

市民課住民異動担当

大崎市古川 T 9 8 9

七日

町 l 88

番

묵

6

大崎市古川七日町1番 T989 6 88 묶

ムのいずれかで提出

れます。転出届をせず、他市町 ら4月は窓口の混雑が予想さ

郵送先

住民異動が多くなる3月か

行うことができます。 オンラインで転出の届け出を 郵送やマイナポ などには、窓口に来庁せずに 村に引っ越してしまった場合

郵送の場合 必要書類を市民課住民異動

後の受け付けとなります の場合は、他市町村に引っ越し 担当へ郵送してください。郵送 ■必要なもの

※市ウェブサイ ●郵送による転出届出書 ドすることができます。 からダウン

❷転出先の住所・氏名を明記 口 信用封筒(長形3号) し、8円切手を貼付した返

●国民健康保険証や印鑑登録 3マイナンバー 人確認ができる書類の写し 許証など、届け出する人の本 カードや運転免

申請する本



市ウェブサイ

※転出後、15日を経過して

申請することができます。 ライン転出は引っ越し前か

住所に引っ越しをする場然同一世帯の人が同じ新りっ越しをする本人 ■手続きできる人 は、まとめて手続きができ住所に引っ越しをする場合 場合は、手続きすることは できません。 る場合や、海外へ転出する

■必要なもの ます。

子証明書が作成されたマイナ 人の、 有効な電



「まちづくり協議会」の第7期委員を募集します

国民健康保険の資格変更はありませんか

働 保険年金課医療保険担当 ☎㉓6051

(1) まちづくり推進課地域自治・NPO担当

公第5069

募集期間

3月1日金~29日金

たは市ウェブサイトの応募miyagi.jp)もしくは郵送ま メール(machi@city.osaki 合支所地域振興課へ持参、E 舎3階南側)も しく 、は各総

人は、変更があった日から14健康保険の加入や喪失をする就職や引っ越しなどで国民

険について

次のいずれかの公的医療保

り協議会」の第7期委員を募とに設置している「まちづく地域の創造に向けて、地域ご住民自治の向上と活力ある

社会保険をやめた人の健康保

が全額自己負担になる場合

継続して加入していた人は、

社会保険などに2カ月以上

日以内に手続きが必要です。

険に

してくださ

❶任意継続被保険者制度

集します。

任期

手続きが遅れると、医療費

提出先 ムのいず れかで応募

T 9 8 9 大崎市古川七日町 まちづくり推進課に郵送 6 8 1番1号

問い合わせください。は各総合支所地域振興課へはまちづくり推進課、また レポー くは、市ウェブサイ とに設定されています。詳し トのテー マは、地域ご もしく

い





まちづくり協議会とは

大崎市まちづくり協議 会条例に定めるまちづく

り協議会をいいます。 住民と行政が一体とな り、共に行動できる協働の まちづくりの推進と、これ まで培われてきた地域の 住民活動を継続・発展させ るため、住民自治の向上と 活力ある地域の創造に寄 与することを目的として います。

◀市ウェブサイト

15 広報おおさき 2024年 3月号

れているもの
証など、大崎市から発行さ

転出届は郵送やマイナポー

夕

ルからのオ

ンラインで手続きができます

⑩ 市民課住民異動担当 ☎36079